

第2次新宮町男女共同参画基本計画

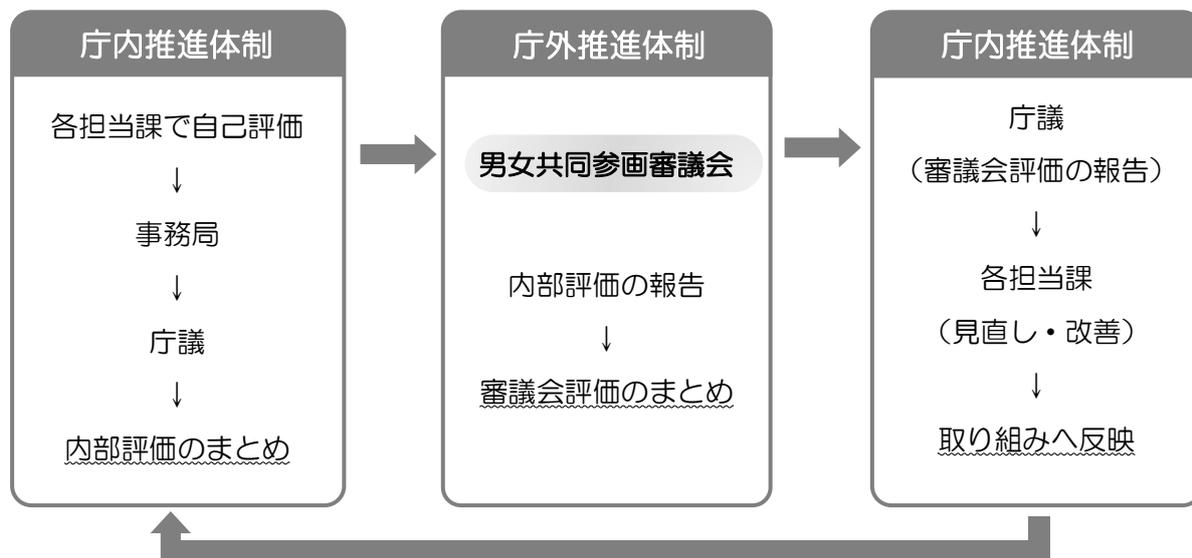
令和4年度 実施状況評価

内部評価

1. 進行管理の方法

本町では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第2次新宮町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けての施策を推進しています。本計画は、町政のあらゆる領域にわたる計画であり、全庁的な取り組みの推進を図るため、進行管理の必要性が求められます。

進行管理については、計画の実行性を確保するため、次に示す流れにより行います。



2. 計画の体系

「男女がともに輝き 支えあうまち 新宮」の実現をめざし、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。

基本目標	基本施策
基本目標 1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画についての意識啓発
	(2) 男女共同参画についての情報収集・提供
	(3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実
基本目標 2 男女がともに参画し、 支えあう環境づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 働く場における男女共同参画の促進
	(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
	(4) 地域における男女共同参画の促進
基本目標 3 男女が安心して健やかに 暮らせる生活への支援	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援
	(3) すべての人が安心して生活できる支援の充実

3. 進捗状況の総括

各施策における令和4年度の取り組み実施状況を、次の4段階で評価しました。
 ※同じ取り組みであっても、担当課によって具体的な取り組みの内容が異なり、その評価を行うためには、担当課ごとの自己評価が必要です。取り組み数は、担当課ごとに細分化しているため増加しています。

【取り組みごとの評価（達成度）の区分】

- A：90%以上（十分達成している）
- B：70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C：50%以上（達成が不十分であり改善を要する）
- D：50%未満（達成にはほど遠く見直しを要する）

施策の進捗状況評価（一覧）

基本 目標	基本 施策	具体的な取り組み数				
		計	A	B	C	D
1	(1)	12	9	1	1	1
	(2)	8	4	2	0	2
	(3)	9	6	1	1	1
2	(1)	15	9	5	0	1
	(2)	8	5	3	0	0
	(3)	3	1	2	0	0
	(4)	10	3	3	1	3
3	(1)	18	13	4	1	0
	(2)	13	7	6	0	0
	(3)	13	10	1	1	1
計画の 推進	(1)	3	2	0	0	1
	(2)	5	5	0	0	0
	(3)	2	1	1	0	0
	(4)	1	1	0	0	0
全 体		120 (100%)	76 (63.3%)	29 (24.2%)	5 (4.2%)	10 (8.3%)

全体ではA（十分達成している）が63.3%、B（ある程度達成しているが一部課題が残る）が24.2%、C（達成が不十分であり改善を要する）が4.2%、D（達成にはほど遠く見直しを要する）が8.3%です。

令和4年度は、令和2年度、3年度と比較すると新型コロナウイルス感染症の感染対策の緩和により、多くの町民が集まるイベントや研修会等が実施することができました。前年度比でB・C・D評価が減少し、A評価が14.1%増加する結果となりました。

した。また、様々なイベント等が実施できるようになったことにより、啓発活動の実績が増加しました。引き続き効果的に啓発活動や情報発信など工夫を凝らしながら実施していく必要があります。

さらに、令和5年度においては、第2次新宮町男女共同参画基本計画の最終年度となっており、本計画の効果や反省点、男女共同参画審議会の答申などを踏まえ、第3次新宮町男女共同参画基本計画の策定に取り組むことが重要であると考えます。

基本目標 1

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

町民や事業者に向けた男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、就学前教育から学校教育、社会教育まで、あらゆる世代に対して男女共同参画及び人権の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画と人権尊重の意識を育みます。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	19	4	2	4
%	65.5	13.8	6.9	13.8

【取り組み概要】

基本施策（1） 男女共同参画についての意識啓発

- ホームページに第2次新宮町男女共同参画基本計画の令和3年度実施状況評価について掲載した。
- 役場2階、シーオーレ新宮、そぴあしんぐうに、男女共同参画に関する資料（講座やイベントなど）を配架した。
- 「男女共同参画週間」「福岡県男女共同参画の日」に合わせ、懸垂幕（役場）・横断幕（JR新宮中央駅）を掲出した。
- 「新宮町人権教育・啓発基本指針実施計画」の令和3年度の評価等を行った。
- 新宮町人権に関する町民意識調査を実施し、調査結果を報告書としてまとめた。（男女共同参画に関する質問 13 問）

基本施策（2） 男女共同参画についての情報収集・提供

- 県や他自治体の事業について、役場2階での資料配架やホームページに掲載し、町民への周知を行った。
- ホームページに新宮町男女共同参画推進条例及び第2次新宮町男女共同参画基本計画を掲載した。
- 町図書館蔵書中から関連本を選書し、特設コーナー作りを行った。
- まつり新宮の開催に合わせて、パネル展示及び啓発用ウェットティッシュ配布などの啓発活動を実施した。

基本施策（3） 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

○新転任教職員に対する人権研修を実施した。

○男性向け料理教室等を開催し、男性の家事・育児参加への意識高揚を図った。

【評価（成果や課題）】

○男女共同参画に関する意識啓発、情報提供・収集の方法や、条例・計画認知度をあげるための周知方法については、集客のあるイベントを有効活用するなど、より効果的な方法を検討していく必要がある。

○関係機関からの周知依頼については、男女共同参画の推進を図るため、包括連携事業などを活用して、より多くの情報を提供する。

○新型コロナウイルス感染症の感染対策が緩和され、昨年度と比較すると多くの講座等が実施された。引き続き現地開催やオンライン開催など幅広く参加できる仕組みを視野に入れていく必要がある。

○保育所等の行事において、保護者への情報提供が困難であることから、情報提供のあり方や方法等について引き続き検討する。

基本目標2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、防災などの新たな分野も含めて、地域における男女共同参画を推進します。また、働く場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭や地域生活の両立を可能にするための支援の充実を図ります。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	18	13	1	4
%	50.0	36.1	2.8	11.1

【取り組み概要】

基本施策（1） 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 内閣府の調査に基づき、令和4年4月1日現在の各分野における女性の登用について把握した。審議会等における女性の登用率28.9%（令和3年4月1日現在は29%）
- 改選が近い審議会・委員会等は、女性委員の登用を意識し準備に努めた。
- 女性の管理職登用、人材育成に資する資料やパンフレットを役場ロビー等に配架した。

基本施策（2） 働く場における男女共同参画の促進

- 商工会など関係団体と連携し、町内事業所への資料の配布や支援制度など情報の提供を積極的に行った。
- 新宮町人権セミナーを計4回実施し、性の多様性、子どもの人権、高齢者の人権などをテーマに実施した。
- 就職支援講座を実施した。また、福岡県が実施するセミナー等の情報提供を行った。
- 必要に応じ町職員のテレワークを実施した。

基本施策（3） 仕事と家庭・地域生活の両立支援

- パパママ教室を開催し、男性の育児への積極的な参加を促進した。
- 病児保育について、福津市・宗像市・古賀市・新宮町での広域利用協定を進めた。（利用等については、令和5年度より実施する。）
- かんがるーひろばや出張ひろばにおいて、相談業務など実施し多くの親子等の利用

があった。

- 令和4年9月から地域包括支援センターにて3職種4名で高齢者の様々な相談事業を実施した。
- 中学生2年生、高校2年生を対象に「中学生認知症認知サポーター養成講座」を実施した。

基本施策（4） 地域における男女共同参画の促進

- 男女共同参画に関するセミナーのパンフレット等を町議会議員に配布した。また、タブレットの配布によってオンライン研修の案内等も容易になった。
- 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しを実施した。

【評価（成果や課題）】

- 引き続き、様々な分野で政策・施策形成の場への女性の参画を進めていくよう審議会、委員会等の男女のバランスがとれた委員の登用を推進する必要がある。また、女性が多いケースもあるため、バランスを保てるようにする必要がある。
- 職員（一部）や議員について、タブレットの配布があったためセミナー等の案内が容易にできるようになった。
- 引き続き会議や研修等で男女共同参画の視点に立った啓発を進める。
- こが・しんぐう翼の会など関係機関との連携体制が整っていないため、さらに連携体制を充実させる必要がある。
- 今後も町の業務継続、町職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための多様な働き方として、積極的にテレワークや在宅勤務等の推進に努める。

基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

あらゆる暴力及び性による差別的行為の根絶に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。また、性に関する正確な知識の普及や男女の生涯を通じた健康支援とともに、ひとり親家庭や高齢者、障がい者などが複合的に困難な状況に置かれることなく、誰もが安心して暮らせるような生活支援や環境整備を行います。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	30	11	2	1
%	68.2	25.0	4.5	2.3

【取り組み概要】

基本施策（1） 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 関係機関から情報提供があったDVに関する情報について、必要な支援が実施できるよう関係各課と情報を共有した。
- DV被害者に関する情報を関係課で共有し、情報非開示（非開示申請あり）の徹底について職員へ周知を図り、対策の定期的な見直しや改善を行った。
- まつり新宮で性の多様性に関するパネル展示を行った。

基本施策（2） 生涯を通じた男女の健康支援

- 学校における生命尊重教育は、教科学習において指導の充実を図った。性教育に関しては、性に対する正しい認識を育てる指導を充実させた。
- マタニティースクール、パパママ教室や離乳食教室を開催し、妊娠・出産期における健康支援を行った。
- 妊娠届出時に要支援妊婦を把握し、校区担当保健師を中心として継続的な支援を実施した。また、妊娠中からケアサポート連絡票で医療機関と連携を図り支援を行った。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行うことで、保護者の育児に関する悩みや不安の軽減を図った。
- 前期高齢者に対して、対象者一人ひとりの（過去3年分の）健診結果と健診結果にあわせたアドバイス、受診の流れなどを記載したB4版の四つ折り圧着ハガキによる受診勧奨を実施した。
- 令和3年度特定健診受診者に対して、年2回（8月、9月）、SMSによる受診勧奨を実施した。

○幼児健診時に臨床心理士を配置し、こころ相談、電話相談、訪問など保護者のメンタル面への支援を行った。

基本施策（3） すべての人が安心して生活できる支援の充実

- 「心配ごと・福祉なんでも相談」、「無料法律相談」を実施し、また他の相談窓口についての周知を行った。
- 県主催の人権相談従事職員研修を相談従事者に案内し、2名が参加した。
- 「かすや地区女性ホットライン」「粕屋地区配偶者暴力相談支援センター」「福岡県女性相談所」など、役場庁舎内窓口においてチラシの設置での周知を行った。
- 男性DV被害者、LGBTのDV被害者、性暴力被害者に対する相談センター等に関する情報を記載したカードを設置し周知を行った。
- ひとり親家庭等に対する医療や手当について関係課が連携し対応した。また、転出入に際し、自治体間での情報提供を行い、対象者へ不利益が生じないように努めた。
- ひとり親家庭等に対する医療や手当について、広報誌やホームページでの周知を行った。
- 「性の多様性カリキュラム事例集」の冊子を作成することができた。
- 性別に関係なく、選択できる中学校の制服「共用標準服」を作り、制服に対する生徒の選択肢を増やした。

【評価（成果や課題）】

- 配偶者や恋人からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど様々な問題について、相談先の周知や啓発を引き続き実施していく。
- 生涯を通じた健康増進を促すため、引き続き各種検診（健診）の受診しやすい環境の整備や受診項目の見直しなどを行っていく。
- 子育てを両親で協力して行う意識が高まっているため、参加者を妊婦に限定していたマタニティスクールにおいても父親が参加できるよう内容を変更し実施する。
- ひとり親家庭等に対する各種制度については、引き続き関係課、自治体間での連携を図っていく。
- 各種福祉制度について、ホームページや広報誌を活用して、来庁機会のない方たちへの周知方法も検討していく。
- 相談内容が複雑化・多様化してきているため、相談業務従事職員の技能向上が必要であり、引き続き研修等へ積極的に参加する。
- 「性の多様性カリキュラム事例集」の冊子の活用、指導を実施する。

庁内の推進体制の整備はもとより、国や県、近隣自治体、町内の各種団体等との連携を進めます。また、町職員が率先垂範して男女共同参画社会の実現に向けて行動できるように、職員への啓発や庁内の環境整備を行います。

◆令和4年度における進捗管理の経過

令和4年3月7日	各課に対し第2次男女共同参画基本計画の令和3年度進捗管理シートの作成依頼
令和4年7月5日	各課報告の進捗管理シートを基に内部評価を庁内連絡体制（庁議）にて報告
令和4年8月3日	令和4年度第1回男女共同参画審議会を開催し、内部評価を基に意見の聴取を実施
令和4年8月30日	審議会での議論に基づく「令和3年度実施状況報告に関する意見・評価」を庁議において報告

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な取り組み数	9	1	0	1
%	81.8	9.1	0	9.1

【取り組み概要】

（1） 推進体制の整備

○職員の意識向上を図るため、あすばるフォーラムの情報提供を行った。

（2） 庁内における男女共同参画の推進

○子が産まれた男性職員を対象に、育児休業取得について案内した。

○育児休業を取得する職員の部署に臨時職員を配置し、取得しやすい環境づくりに努めた。

(3) 連携体制の整備

○県や他の自治体の関連事業について、役場2階に資料を配架した。

(4) 計画の進捗管理

○第2次新宮町男女共同参画基本計画の進捗管理シートを各課に作成してもらい、令和3年度の進捗状況を把握。内部評価を実施し、審議会においても評価をしていただいた。また、審議会の評価を庁議において報告し、取り組みへの反映を呼びかけた。

【評価（成果や課題）】

- 庁内の連絡体制を強化するため庁議だけでなく職員へ周知を徹底して行っていく必要がある。
- 男性職員に対し、育児休業の取得について案内を行ってきたが、さらなる啓発活動や周知の方法、環境作りなどについて検討する。また、庁内研修の内容を充実させるため、好事例などの情報収集に引き続き努める必要がある。
- 関係団体/機関/事業所等への周知を引き続き行っていく必要がある。
- 庁内職員向けの研修を実施する際には、職員の能力開発につながるような研修テーマを検討する。また、町外で開催される研修についても、積極的な情報提供により職員の参加を進める。